

平素より院外処方箋を応需いただき有難うございます。

薬剤師による疑義照会は医薬品の適正使用のために極めて重要な業務である一方で、調剤上の形式的な変更に関するものも多く、患者さん・処方医師・薬局薬剤師それぞれの負担になる場合もあるかと存じます。

そこで、当院では平成 22 年 4 月 30 日付厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコールに基づく薬物治療管理の一環として形式的な疑義照会を減らし、患者への薬学的ケアの充実と処方医師の業務負担軽減を図る目的で「院外処方における疑義照会簡素化プロトコール」を運用します。

本プロトコールの運用にあたっては、プロトコールの趣旨や各項目の詳細について薬剤部担当者からの説明をお聞きいただいた上で、合意書を交わすことを必須条件としております。

「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」（抜粋）
厚生労働省医政局長通知（医政発 0430 第 1 号、平成 22 年 4 月 30 日）

1) 薬剤師を積極的に活用することが可能な業務

以下に掲げる業務については、現行制度の下において薬剤師が実施することができることから、薬剤師を積極的に活用することが望まれる。

①薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間等の変更や検査のオーダーについて、医師・薬剤師等により事前に作成・合意されたプロトコールに基づき、専門的知見の活用を通じて、医師等と協働して実施すること。

運用開始日 2023 年 9 月 30 日

プロトコールに該当しない疑義照会

プロトコールに該当しない疑義照会またはプロトコールを締結していない応需薬局からの疑義照会は薬剤部に（0584-73-1586）にお問い合わせください。

受付時間： 平日 9：00～17：00

受付時間外の疑義照会は病院代表（0584-77-6110）にお問い合わせください。

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール

はじめに

必ず患者さんに説明（服用方法、価格）後、同意を得てから変更してください。

「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある 場合には利用できません

処方内に医師のコメントがある場合はコメントを優先してください。

処方変更は、各医薬品の保険適応、適応症及び用法用量を遵守し、変更後の安全性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合にのみ変更可能とします。

麻薬・覚せい原料・抗がん剤は本プロトコール対象外です。

1.各種問合せ窓口

処方内容等に関すること 受付時間 9：00～19：00

0584-73-1586（薬局：直通）

保険者番号等に関すること（保険者番号、公費負担、労災など）

0584-77-6110（病院代表：医事課）

2.処方変更・調剤後の連絡

処方変更して調剤した場合は、その内容記載した処方せんを Fax にて薬剤部に連絡をお願いいたします。

電子カルテ内の処方修正が必要と判断した場合には、次回からの処方に反映させます。

ただし、一般名処方に基づいて調剤した場合の情報提供書、および後発品医薬品の変更報告書の連絡は不要です。

3.疑義照会の不要例

① 成分名が同一の銘柄変更

※ただし基剤が同一であること

② 内用薬の剤形変更 ・類似する別剤形（カプセル⇔錠剤、錠剤⇔OD 錠など）に限り変更を可能とします。

※錠剤⇔徐放錠など、薬物動態が異なる薬剤変更は疑義照会が必要です。

・錠剤から散剤、錠剤から水剤など類似しない別剤型への変更の場合は疑義照会が必要です

例) イグザレルト錠 10mg ⇔ イグザレルト OD 錠 10mg

③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更・薬物動態を考慮し、安定性利便性が向上する場合のみ（1mg 錠 0.5 錠→0.5mg 1 錠、1mg 2 錠→2mg 1 錠など）、別規格の医薬品へ処方変更を可能とします。

※ただし、服用量の調節を指示している場合もあるため患者からの聞き取りをおこなってください

・上記と同様の条件で規格追加（1mg 錠 2.5 錠→1mg 錠 2 錠+0.5mg 錠 1 錠）も変更可能とします。

・貼付剤、軟膏剤、クリーム剤の変更は処方量の合計が変わらない場合のみ変更を可能とします。

例) アムロジピン OD 錠 5 mg 1 回 2 錠 ⇔ アムロジピン OD 錠 10 mg 1 回 1 錠

フロセミド錠 20 mg 1 回半錠 ⇔ フロセミド錠 10 mg 1 回 1 錠

ワーファリン錠 1 mg 2.5 錠 ⇔ ワーファリン錠 1 mg 2 錠

+ワーファリン錠 0.5 mg 1 錠

リンデロン VG 軟膏 5g×4 本 ⇔ 同軟膏 10g×2 本

ミルタックスパップ 30 mg 6 枚入り 7P ⇔ 同パップ 7 枚入り 6P

④ アドヒアランス等の理由により半割、粉碎あるいは混合すること
調剤後の安定性に注意してください

⑤ 薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を短縮して調剤すること。
※薬剤の削除は次回処方漏れにつながる可能性がありますので、最低 1 日残してください。

処方削除の場合は疑義照会が必要です。内容次第で病院会計が変更になる可能性があります

⑥ 内服・外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミング等）が口頭で指示されている場合（処方せん上、用法指示が空白の場合）の用法の追記

⑦ ラコール・エンシュアなど半消化態栄養剤のフレーバー変更

5. 疑義照会の対象です。調剤前にご連絡ください

貼付剤の基剤変更（パップ剤⇔テープ剤）

（塗布剤の基剤変更（軟膏⇔クリーム等）は変更できません。）

残数調整にて処方削除になる場合

漢方製剤の他メーカーへの変更

1 包化 または 1 包化をヒート調剤に戻す

D o 処方にて次回受診まで処方薬が足りない日数分だった場合 など

6.その他

「お薬手帳」、「トレーシングレポート」等による情報のフィードバックの推進をお願いいたします。

調剤過誤、副作用発生等の連絡、新規合意に関する問い合わせは、当院薬剤部までご連絡ください